



No.836 2021年  
2月6日

国鉄労働組合東日本本部  
港区新橋5-15-5 交通ビル7F  
発行責任者 大沼 元  
編集責任者 常盤 達雄

1人で悩まず  
国労へ相談。  
みんなで楽しく  
がんばろう!

# さらに柔軟となる乗務員運用

社員の多様な働き方の  
さらなる推進

企画部門社員も、短時間行路以外も乗務

運転士と車掌の相互運用実施

**不安の解消と  
十分な教育を  
求める!**

国労東日本本部は、12月24日にJR東日本社より「社員の多様な働き方のさらなる推進について」提案を受けました。(実施は4月1日)  
2019年3月の乗務員勤務制度見直し以降、  
①乗務員指導を行う社員の定期列車への乗務、  
②支社など企画部門社員の短時間行路乗務、  
③当務主務の一部時間帯乗務と当直業務組み合わせが行われてきましたが、これを深度化する内容です。

提案内容は、①乗務経験を企画部門業務に反映させる、多様な働き方などの観点から、**短時間行路以外の乗務も可能とする**。②支社など企画部門社員の対象者は、2019年3月の乗務員勤務制度見直し以降に、企画部門に異動した社員が対象でしたが、乗務から離れている期間によらず対象とする、というものです。

**提案時の主なやりとり**

【組合側】「短時間行路以外の行路」は泊まり行路という認識でよいのか。

【会社側】必要な教育を行った上で、泊まり行路も乗務していただく。

【組合側】「乗務から離れている期間」という表現は幅が広く、社員の希望や体調・体力、また、離れている期間の目安などは決めるべきでは。

【会社側】目安は設けていないが、適性検査や教育はしっかりやっていく前提で、社員とのコミュニケーションを図る。

【組合側】今回のコロナ対応では、短時間行路だけではなく、短時間行路以外の乗務も必要だと感じている。運転士の当務主務が車掌業務を行う何でもある状態になっている。

【会社側】今回は危機管理から乗務していただいた。これまでの社員運用と変わらない。

【組合側】今回の提案に管理者も含まれるのか。

【会社側】管理者も含まれる。今回の提案は、社員から短時間行路だけでなく他の行路も乗ってみたいという意見も踏まえ、また勤務操配面でも希望する短時間行路が競合してしまうこともあつての提案と理解いただきたい。

現在、ワンマン運転の拡大や自動運転の実証実験など、乗務員の働き方が大きく変化する中で、社員からは不安の声も寄せられています。東日本本部では、1月15日に「説明を求める事項」「改善を求める事項」に整理し、申し入れを行い、交渉を求めています。

## 新幹線 ダイヤ改正 提案

また、1月7日には、JR東日本新幹線統括本部から、「3月ダイヤ改正等について」の提案・説明を受けました。

主な項目は、①上野〜大宮間の速度向上、②列車時刻の見直し・はやぶさの列車体系見直し、③上越新幹線E7系追加投入、④丸の内車掌区が担当している新幹線乗務を新幹線統括本部へ移管、⑤**必要な教育を行う**。  
たうえで、**順次担当業務間の相互運用を行う**、というものです。

具体的には④については、東京新幹線運輸区を設置し、上野新幹線第二運輸所を廃止して運転士業務を移管。丸の内車掌区のうち新幹線担当部分の移管。⑤については、**運転士と車掌の相互運用**です。

新設される東京新幹線運輸区は、東京駅日本橋口付近のビルに設置になるとのこと。新青森・新潟・長野まで担当する。運転士は泊18行路・日勤5行路、車掌は泊13行路・日勤4行路が設定されます。



**提案時の主なやりとり**

【組合側】⑤で「必要な教育を行ったうえで、相互運用を行う」としているが、これは運転士と車掌の相互運用という理解でよいのか。

【会社側】その通りであるが、直ちに相互運用を行うという事ではなく、社員運用については、これまで就業規則に則り行ってきたが、改めて記載をした。

【組合側】ジョブローテーションの交渉時に、本社からは今後そうした運用を行う旨について説明はされていた。確認だが、今回のダイヤ改正で行うものではないか。

【東京新幹線運輸区 標準数】	区長 1	助役 1 1
	事務 3	乗務 1 6 2

【会社側】具体的な決まっているものではない。今回の提案をもって可能にした事でもなく、これまでの運用と変わらないが、職名変更後のダイヤ改正提案であるので、改めて記載をした。

【組合側】コロナ禍の影響で利用実態が減少している。職場では経費の節減なども求められている。本日（1月7日）「非常事態宣言」も発せられる中で、減便などは検討されていないのか。

【会社側】ご利用に応じて検討はしていくが、社会的な使命なども勘案して判断していく。

# [JESSより提案]

## 就業規則の改正 などについて

[年休付与の増加など]

国労東日本本部は、JR東日本ステーションサービスから就業規則の改正などについて、提案を受けました。実施日は4月1日です。

社員満足度向上施策実施に伴う規程改正として、①新規採用時の有給休暇付与日数見直し（採用時12日↓15日など）、②功労表彰の新設（対象・勤続15年以上6等級以上）、③永年勤続休暇新設、④住宅手当支給要件の見直し、⑤通勤手当支給要件の見直しが行われ、その他として、⑥昇進規程

の改正、⑦賞罰規程の改正、⑧賃金規定の改正（本年4月初任給改定に伴う）などの提案を受けています。

**提案時の主なやりとり**

【組合側】功労表彰の副賞は？

【会社側】現時点では未定である。

【組合側】現在の勤続の一番長い社員は？

【会社側】10年である。まだ時間があるので、今後検討に入る。

【組合側】通勤手当はJR東日本同等にするというところか？

【会社側】JR東日本の基準に合わせた。

エルダー社員から当社雇用になった段階で扱いが変わる事象が発生したことから、今回合わせることにした。

【組合側】初任給改定に伴う逆転防止の経過措置についてはいつ明らかにするのか？

【会社側】新賃金交渉の時を示したい。

# Webを活用し 会議開催

感染拡大防止 三密防止

**各地方本部を つなぐ**

新型コロナウイルスが蔓延し、再び非常事態宣言が発令される中、国労東日本本部は1月23日に、組織部長会議、業務部長・職協代表者会議を開催しました。

いずれの会議もWebで各地方本部と結び、各地本事務所からの参加で行われました。

業務部長・職協代表者会議では、各地方・職協との意見交換、情報交換が行われ「エルダーへ移行するが、希望と合わず退職せざるをえないケースもある」（仙台）、「エルダー移行も、かなり前から希望を出しているのに叶わない。出向者が少ない会社は問題が多い」（神奈川）、「社員の成長・スキルアップと称し、助役が行っていた業務を一般職に移している」（神奈川）、「市議会で『ワンマン運転の意見書』が決議され、衆・参議院、国交省にも提出された」（千葉）、「コロナを理由にして何でもありな



状態になっている。赤字と言えどもななし崩しに。線引きがあいまいに。そこを問題とする組合員も少なくなつた」（高崎）、「ワンマン化で車掌乗務が1往復のみに。運転士が兼務し、車掌配置がなくなる」（盛岡）、「終電繰り上げで、施設職場では労働強化に繋がる」（八王子）、「無人駅に運賃箱が設置されるが、つり銭は出ない。お客様の善意に期待すること」（秋田）などさまざまな実態報告がされました。

全体で「感染防止対策を求めつつ、コロナを理由とした安全・サービス低下は許さない立場で取り組んでいこう」と集約を行い、コロナ禍の中でもきちんとした取り組みを続けていく決意を、webを通じて固めました。

# 19日行動で 訴えつづく

毎月議員会館前で行われている19日行動「いのちをまもれ！学術会議の任命拒否撤回！安倍前首相国会喚問！改憲手続法強行許すな！改憲反対！#1219議員会館前行動」（総がかり行動実行委員会などの共催）が12月19日に行われました。

主催者挨拶では総がかり行動実行委員会の高田さんより、菅政権の悪政に対し怒りのスピーチが行われ、各政党より野党連合による政権打倒など連帯の挨拶を受けました。「桜を見る会」を追究する法律家の会の泉沢弁護士より「前夜祭問題が急激に動き始めている」と動向について報告があり、

宗教家を代表して武田さんから「戦没者の遺骨が含まれる土砂を辺野古新基地建設に使わせるな」などの訴えがされました。

東京新聞などでコラムを掲載している宮子あずささん（看護師）からは「コロナ禍の前から医療は崩壊寸前だった。にもかかわらず患者の増加による医療崩壊を、個人の感染対策不足のせいにする政府の姿勢は、責任回避的。病気になる個人を批判するのではなく、医療費削減にばかり躍起になってきた政策を批判する医療者であってほしい」と医療現場のみならず国民心理に訴えるすばらしいスピーチがありました。



# 賃金実態アンケート ご協力のお願い

コロナ禍で大変な状況ですが、社員の声を会社に届けるため、簡単なアンケートをお願いしています。

【対象】

JR東日本本体の社員の内、JR採用の方（組合加入・未加入問わず）

●2月末まで取り組みます。



がん治療を幅広く まとめて保障するがん保険

NEW/ アフラックの 生きるためのがん保険 ALL-in



No.1 がん保険 がん治療費 がん診断料 がん検診料 がん予防料

【生きるためのがん保険Days1 ALL-in】は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事由に該当する必要があります）。

■募集代理店（アフラックは代理店制度を採用しております）  
アベニール株式会社  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

（引受保険会社）  
アフラック 東京第二法人営業部  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新橋三井ビル39F  
TEL.03-3344-1419 FAX.03-3344-2658  
P19437 AFU-IL-2020-0059-200703-2P3E